重　要　　令和４年１月 17 日

保険薬局各位

一般社団法人兵庫県薬剤師会

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬
「ラゲブリオ登録センターへの登録」及び「登録医療機関・薬局のリスト」について

当該医薬品の取扱いが出来るのは、ラゲブリオ登録センターに登録された薬局のみとなりますので再度ご確認ください。（登録手順の下線部分変更しています。）
このご連絡は兵庫県薬剤師会ＨＰ → 会員ページ → お知らせに掲載しています。

１ ラゲブリオの配分を受けるための登録手順

(1) 薬務課への申出
対応薬局としての条件を満たしていることを確認の上、入力フォームに沿って情報を入力してください。
https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1639989529894
薬務課より随時、条件を満たしている薬局のリストを厚生労働省へ提出

(2) ＭＳＤラゲブリオ登録センターに必要な情報を入力してください。
登録は随時可能となりましたが、薬務課→厚生労働省→MSD にリスト提出・確認された薬局のみ注文が出来ます。
→ https://msd.secure.force.com/OrderSystem
注文が出来ない（上限数量がゼロで表示される）ときは、MSD にリストが到達していません。注文が出来るようになると数量が表示されますので、随時ご確認ください。
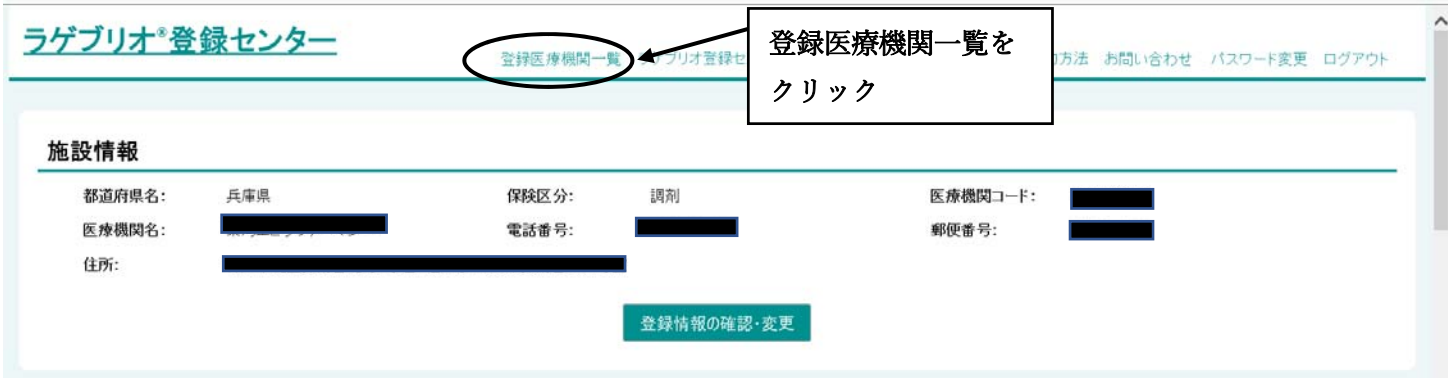
２ ＭＳＤラゲブリオの登録医療機関・薬局が確認できるようになりました。
ラゲブリオ登録センターにログイン後、
→ 上部の登録医療機関一覧からご確認ください。